

第 39 回 PTA 総会資料

橘小 PTA 総会 議事

第 1 号議案 令和 6 年度活動報告

第 2 号議案 令和 6 年度決算報告 ※書面配布

第 3 号議案 令和 6 年度監査報告 ※書面配布

第 4 号議案 令和 7 年度役員改選（案） ※書面配布

第 5 号議案 令和 7 年度活動計画（案）

第 6 号議案 令和 7 年度予算（案）

第 7 号議案 橘小学校 PTA 会則（案）

※個人名が記載されている資料は、PTA 会員のみに書面配布いたします。

はじめに

日頃より、橘小学校 PTA の活動にご協力いただき、感謝申し上げます。

橘小学校 PTA は、2 年前から完全な任意加入制の実施、専門部と役員の強制の廃止、サポーター制の導入を行いながら、ちびっこフェスタやベルマークを活用した図書の購入、不登校・長期欠席児童の保護者集いなどを実施してきました。また、昨年度は雨天時や酷暑の日に室内遊びで利用できるトランプや折り紙などの提供を行うなど、児童と保護者、教職員の声を集めた活動を実施しました。

今年度は「できる人が、できることを、できるときに」から一歩進んで、「みんなが少しずつ力を出し合う」橘小学校 PTA をめざしています。

PTA は、保護者と教職員が一緒になり、学校とも違う、家庭とも違う、両者を止揚した取り組みができるものです。今年度も、多くの会員の皆さんの参加と協力をいただきながら、児童や保護者、教職員の願いや悩みにこたえる活動を行いたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

橘小学校 PTA 会長

飯田 彰吾

第1号議案 令和6年度PTA活動報告

月	活動内容	月	活動内容
4月	・ 4 月事務局会 ・ 入学式事前準備 ・ 入学式PTAオリエンテーション ・ 1学期懇談会	10月	・ 1 0 月事務会 ・ 第69回PTA九州ブロック研究大会（長崎大会） ・ 秋祭り出店（橘小学校区コミュニティ連絡協議会主催）・ サポーター限定講座（ハロウィン）・ ちびっこフェスタ準備
5月	・ 第 3 8 回橘小学校PTA定期総会（書面） ・ 市P連総会 ・ 5 月事務局会 ・ 橘小学校区青少年育成推進協議総会 ・ 子どもを守るネットワーク会議	11月	・ 11月事務局会 ・ 親子金融講座（授業参観） ・ 2学期懇談会 ・ 第28回ちびっこフェスタ主催 ・ お琴講座（4年生） ・ 事務局だより発行
6月	・ 6 月事務局会 ・ 校区内通学路点検 ・ サポーター限定講座（夫婦のイライラを減らすコツ） ・ ちびっこフェスタ募集	12月	・ 1 2 月事務局会 ・ サポーター限定講座（ハンドケア） ・ 歳末パトロール
7月	・ 7 月事務局会 ・ 事務局だより発行 ・ 広報紙 1 1 3 号発行 ・ いのちの集会（献花） ・ ちびっこフェスタ準備 ・ 親子金融講座打ち合わせ	1月	・ 1月事務局会 ・ 子どもを守るネットワーク会議 ・ のれん制作設置（4年～6年男女トイレ入口）
8月	・ 第 7 2 回日本PTA全国研究大会（川崎大会） 大会スローガン：ウェルビーイングの実現を、川崎の地から～活かそう「縁」の力～	2月	・ 2月事務局会 ・ 新1年生下校見守りサポーター募集 ・ 第2回学校保健委員会 ・ 3学期懇談会
9月	・ 9 月事務局会 ・ 給食試食会（新 1 年生保護者限定） ・ ちびっこフェスタ準備	3月	・ 3月事務局会 ・ サポーター限定講座（イースター） ・ 卒業式フォトスポット制作・設置

第5号議案

令和7年度PTA活動計画（案）

月	事務局
4月	・4月事務局会 ・入学式事前準備 ・入学式PTAオリエンテーション ・1学期懇談会 ・橘小学校区コミュニティ連絡協議会定期総会（4月20日）
5月	・5月事務局会 ・第39回橘小学校定期総会①（書面） ・第39回橘小学校定期総会②（書面） ・市P連総会・橘小学校区青少年育成推進協議総会 ・子どもを守るネットワーク会議
6月	・6月事務局会 ・サポーター限定講座（未定） ・ちびっこフェスタ運営委員募集（5.6年）
7月	・7月事務局会 ・事務局だより発行 ・広報紙114号発行 ・いのちの集会 ・ちびっこフェスタ準備
8月	
9月	・9月事務局会 ・給食試食会（新1年生保護者限定） ・ちびっこフェスタ準備
10月	・10月事務局会 ・秋祭り出店（橘小学校区コミュニティ連絡協議会主催） ・第70回日本PTA九州ブロック研究大会（福岡大会） （10月18日、19日）・サポーター限定講座
11月	・11月事務局会 ・第61回長崎県PTA研究大会（諫早大会）（11月22日） ・第29回ちびっこフェスタ主催 ・事務局だより発行
12月	・12月事務局会 ・サポーター限定講座 ・歳末パトロール
1月	・1月事務局会 ・子どもを守るネットワーク会議
2月	・2月事務局会 ・新1年生下校見守りサポーター募集 ・学校保健委員会
3月	・3月事務局会 ・サポーター限定講座 ・卒業式フォトスポット制作・設置

※青色防犯パトロール活動を通年で行っています。

令和7年度 交通安全保護者の会 活動計画（案）

月	行 事 項	日程・備考
3月	役員全体会	3月7日 橘小会議室
4月	街頭キャンペーン	4月8日 まるたか東長崎店
	春の親子交通安全教室	4月13日 長崎自動車学校
	新一年生交通安全教室	4月21日 橘小グラウンド
	第1回部会	4月25日 橘小学校会議室
5月	東長崎地区交通安全母の会新旧理事会	
	東長崎地区交通安全母の会総会	5月26日 にこにこセンター
	PTA総会	
6月	橘小学校地区青少年育成推新協議会	6月1日 ふれあいセンター
	長崎市交通安全母の会総会	6月4日 長崎市役所
	自転車教室（3年生対象）	
7月	「夏の交通安全保護者の会だより」発行	
	ストップマーク新デザイン募集	
	非行防止部会	
9月	「秋の交通安全保護者の会だより」発行	
	交通安全フェスタ	9月27日 浜のまちアーケード
	東長崎地区交通安全母の会理事会	
	街頭キャンペーン	
12月	「冬の交通安全保護者の会だより」発行	
	東長崎地区交通安全母の会理事会	
	街頭キャンペーン	
2月	東長崎地区交通安全保護者の会理事会	
	第2回部会	橘小学校会議室
	東長崎地区交通安全母の会理事会	
3月	新・交通安全保護者の会 会長決め	橘小学校会議室
	「春の交通安全保護者の会だより」発行	3月末発行

橘小学校 PTA 令和 7 年度予算案

1. 方針

橘小学校の児童の教育環境を向上し、安全・安心を守る活動を基本とし、給食試食会や不登校・長期欠席児童の保護者の集いなど、会員間の交流を図る活動を進める予算としました。また、児童のために使う「地区活動費」、「児童奨励金」の予算を令和 6 年度の予算（20,000 円、70,000 円）よりも大幅に増額することで、子供たちにとってより充実した学校生活を実現したいと考えます。

2. 収入について

- ① 会費は、繰越金が会員規模に対して高額となっていますので、昨年度に引き続き年額 2,000 円（PTA 安全互助会費 260 円を含む）にします。年度途中の転出・転入の場合は、年額 2,000 円から PTA 安全互助会費 260 円を減じて得た額（1,740 円）を月割で計算します。

3. 支出について

- ① 「(1) 活動費」の「①文化広報」について、昨年度会議室用に購入したプリンターが大量印刷に不向きのため、今年度は広報紙を外注する予定です。そのため、今年度予算を 30,000 円と大幅に増額しています。
- ② 「(1) 活動費」の「⑦地区活動費」について、今年度第 3 回目になる秋まつりを子どもたちと一緒により盛大に盛り上げるため、今年度は予算を 40,000 円と多めに設定しています。
- ③ 「(3) 管理運営費」の「①会議費」について、各種代金値上がりのため、昨年度より多めに設定しています。
- ④ 「(5) 予備費」は、会員提案型の事業を実施する場合や、想定外または想定以上の支出が必要となった場合に備え、30,000 円を計上しています。

4. 特別会計について

橘小学校 PTA の運営補助のための特別会計です。会員数の大幅な増減があった場合に安定して PTA 事業を推進できるようにするために設置しています。なお、特別会計から一般会計に繰り入れる場合は、総会の賛成多数による採択によります。

令和7年度 P T A 予算

長崎市立橘小学校 P T A

収入総額 2,035,271円

支出総額 614,300円

残額 1,420,971円

収入の部

(単位：円)

科 目	前年度決算額	予算額	摘 要
(1)会費	422,000	304,000	R7度4月加入人数×2,000円で計算
(2)預金利子その他	101,671	100,000	銀行利子、秋まつり収益
収 入 計	523,671	404,000	
前 年 度 繰 越 金	1,811,546	1,631,271	
収 入 合 計 (A)	2,335,217	2,035,271	

支出の部

科 目	前年度決算額	予算額	摘 要
(1)活動費	109,820	146,000	
①文化広報	2,000	30,000	広報活動にかかる費用
②保健体育	3,121	3,000	体育祭関連費
③生活環境	330	3,000	学校生活環境の整備費
④会員研修活動	98,519	70,000	会議参加交通費、PTA研究大会参加費
⑤学級活動	0		
⑥地区活動費	5,850	40,000	ちびっ子フェスタ及び秋祭り関連費用等
⑦記念行事活動費			
(2)児童奨学費	155,697	130,000	
①児童奨励金	155,697	130,000	卒業式記念品、式典花代、フォトスポット材料代、屋内用玩具代
(3)管理運営費	237,272	143,000	
①会議費	7,740	20,000	三校会、市P連関係会議費用等、その他
②事務費	220,732	120,000	事務局通信費、会議室使用備品代
③慶弔費	8,800	3,000	ひまわり献花費
(4)その他の支出	201,157	145,300	
①分担金	188,100	136,800	県・市P連会費、県安全互助会費
②備品	4,557		
③保険・その他	8,500	8,500	個人情報保護保険
(5)予備費	0	50,000	
支 出 合 計 (B)	703,946	614,300	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)
次 年 度 繰 越 金	1,631,271	1,420,971	(A)-(B)
総 額	2,335,217	2,035,271	

令和7年度特別会計予算

長崎市立橘小学校PTA

収入総額 315,195円

支出総額 0円

残額 315,195円

収入の部

(単位：円)

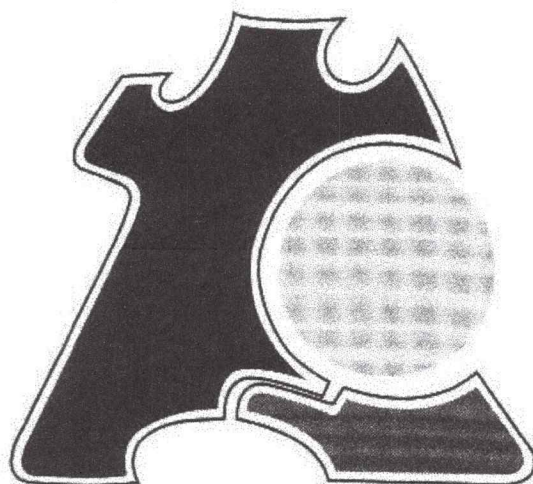
科	目	前年度決算額	予 算 額	摘 要
預金利子その他		145	0	預金利息
前年度繰越金		315,050	315,195	
収入合計		315,195	315,195	

支出の部

科	目	前年度決算額	予 算 額	摘 要
橘小PTA運営補助		0	0	
支出合計		0	0	
次年度繰越金		315,195	315,195	
総額		315,195	315,195	

要保管

橘小学校 PTA 会則(案)



長 崎 市 立 橘 小 学 校 P T A

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、長崎市立橘小学校PTA（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を橘小学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、他の社会的諸団体・機関と協力し、児童の福祉のために活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を図る。
- (2) 会員相互の学習を進め、教養を高める。
- (3) 家庭と学校の緊密な連携を図る。
- (4) 教育環境の改善を図る。

(個人情報)

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第2章 組 織

(組織)

第6条 本会は、本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員が会員の資格を有する。

- 2 会員資格を有する者で入会を希望する者は、入会申込書の提出をもって入会したとみなす。
- 3 入会した会員については、会員資格を有する限り、自動更新とする。
- 4 児童の卒業または転出などにより会員資格を失った場合に、会員は自動退会となる。
- 5 退会を希望する会員は、所定の退会手続きをもって、退会することができる。
- 6 会員資格を有する者が入会申込書を提出せずに会費を納入した場合は、会費の納入をもって入会したとみなす。

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	<u>1名以上</u>
副会長	若干名
会 計	若干名
監 事	若干名
顧 問	若干名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、会計及び監事は、会員の中から立候補または推薦された者を選出し、総会において承認を受けるものとする。

- 2 学級役員は、各学級会員の中から若干名選出する。
- 3 顧問は、会長の推薦により、総会の承認を得てこれを委嘱する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の会務を統括し、会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長の命により、本会の出納事務を処理する。
- 4 顧問は、学校と父母との連絡・調整を行う。
- 5 監事は、会計及び業務の監査にあたり、理事会に出席することができる。
- 6 学級役員は、各学級の活動の連絡・調整を行う。
- 7 理事は、理事会を構成し、第12条に規定する理事会の業務に従事する。

(役員の任期)

第10条 役員等の任期は、定期総会より次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員があるときは、ただちに後任を選出する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

(構成員)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、会計、顧問をもって構成する。
- 3 交通安全保護者の会会長は、PTA会長の承認を得て理事会に出席することができる。

(決議事項並びに業務内容)

第13条 この会の会議は、次に掲げる業務を行う。

1 総 会

- 1) 総会は、会員をもって構成され、この会は、最高議決機関である。
- 2) 総会は、次のことを行う。
 - ア) 役員の承認並びに事業及び予算の承認。
 - イ) 会計監査を経た年度末決算の承認。
 - ウ) 会則の改正。
 - エ) その他の重要事項。

2 理 事 会

- 1) 理事会は、本会の事業、会計、その他必要な事項を計画・立案・審議決定する。
- 2) 理事会は、総会で決定すべき事項で、緊急やむを得ない場合は、専決処理することができる。ただし、この場合、処理後速やかに当該事項を総会に報告し、承認を得なければならない。

(会議の開催)

第14条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 理事会は会長が必要と認めた場合、会長が招集し、開催する。

(議 決)

第15条 会議は、会員の過半数の出席者をもって成立し、その決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

ただし、総会の場合は、委任状を総会成立の要件に含めるが、決議の要件には含めないものとする。

第5章 会 計

(会費の構成)

第16条 本会の資産は、会費、事業収入及び補助金・寄附金をもってあてる。

(会費の管理)

第17条 本会の会費は、理事会の議を経て総会で決める。

(会費の使用)

第18条 会費は、第4条の目的達成以外に使用できない。

(会費の徴収)

第19条 会費は、一世帯月額250円とする。

2 会費は、年1回徴収する。

3 年度途中の転出・転入については、その翌月分からの返金・徴収とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改廃

(会則の改廃)

第21条 この会則の改廃は、理事会の承認を得て、総会の決議を得なければ、改廃することができない。

第7章 雑 則

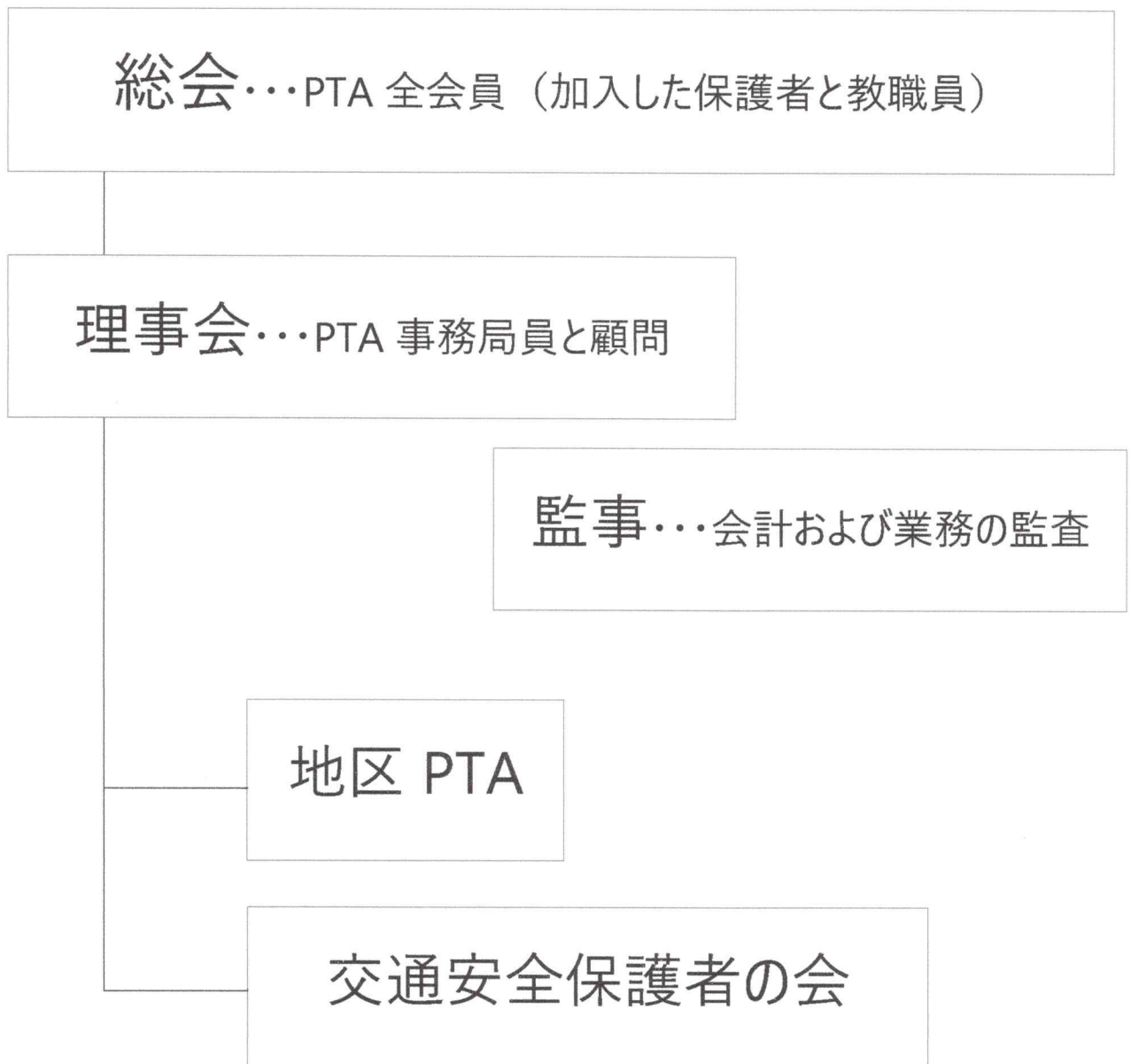
第22条 本会は、必要に応じ規程を設けることができる。

第23条 本会に、旅費規程を別に定める。

付 則

- 1 本会則は、昭和63年5月21日から実施する。
- 2 平成 3年5月18日一部改正。
- 3 平成 6年4月 1日一部改正。
- 4 平成10年4月 1日一部改正。
- 5 平成14年4月 1日一部改正。
- 6 平成15年5月16日一部改正。
- 7 平成21年4月 1日全面改正。
- 8 平成26年5月16日一部改正。
- 9 平成28年3月10日一部改正。
- 10 令和 元年5月10日一部改正。
- 11 令和 2年4月30日一部改正。
- 12 令和 3年5月13日全面改正。
- 13 令和 5年3月 7日全面改正。
- 14 令和 5年5月23日一部改正。

第 13 条の抜粋および要約（組織図）



長崎市立橋小学校 P T A 旅費規程

長崎市立橋小学校 P T A 会員が、一人一役、市 P 連並びに県 P 連での各種 P T A 行事に参加する際の旅費交通費について、以下のとおり定める。

ただし、長崎市内の移動については、バス利用のみとし、申請書の提出は不要とする。

専門部の活動並びに学級活動等については、原則として予め決められたその予算内で処理し、この規程には該当しない。

訪 問 先	バス・J R 利用	自家用車利用（運転者）	航空機利用
県内（長崎市以外）	往復実費	燃料費、駐車場代、通行料	
県外（九州圏内）	往復実費		往復実費（沖縄）
県外（上記以外）	往復実費		往復実費

※算定方法

バス・J R 利用の場合に含まれるもの

：自宅の最寄りのバス停から目的地までの実費の往復料金。

別紙旅程表により算出

自家用車利用の場合に含まれるもの

燃料費：自宅から目的地までの最短距離を 10 km/L で除した燃料消費量に、東長崎地区のガソリンスタンドのレギュラーガソリン平均単価を乗じた金額。

駐車場代：目的地付近の駐車場代の実費。

通行料：自宅から目的地までの最短距離の通行にかかる有料道路料金の実費。

別紙旅程表により算出

県外（九州圏内）での行事に参加される場合には、自家用車の利用は御遠慮ください。

航空機利用の場合に含まれるもの

：自宅の最寄りのバス停から直近の空港までのバス・J R 実費の往復料金、

目的地の空港までの往復料金に目的地直近の空港から目的地までのバス・J R 実費の往復料金を加えたもの。

別紙旅程表により算出

上記にかかる申請書の提出は、事前申請とし、旅費について事前に精算を済ませるものとする。

ただし、自家用車利用時の駐車場代についてのみ、事後の精算とする。

本規程は、平成 21 年 11 月 1 日より適用する。

※上記にある「別紙旅程表」は、事務局に保管してあります。

長崎市立橘小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長崎市立橘小学校 P T A (以下、「本会」という) が取得・保有する個人情報の適正な取扱いと個人の権利・利益を保護することと共に、事業の円滑な活動を図ることを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報(以下、「個人情報」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報取扱者は、事務局役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料または通知等の文書により会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の集金業務、管理業務
- (2) 本会役員・会員名簿等の作成
- (3) 役員選出、並びに事務局役員等の推薦活動
- (4) 広報紙への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた、個人情報を取り扱わない。

(管理)

第10条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管)

第11条 個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、個人情報取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(改正)

第18条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、理事会において審議し、総会の承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和5年3月7日より施行する。

長崎県PTA連合会PTA安全互助会の概要

1 長崎県PTA連合会PTA安全互助会（県P連安全互助会）制度

県P連安全互助会は、会員の皆様が安心してPTAの活動をするため、会員の方の災害補償と各郡市町PTA連合会の研修の充実を図ることを目的とした制度です。

内 容	
会 員 資 格 (加 入 者)	PTAの会員
会 費	1 会員・・・260円（単位PTA毎に全員加入）
給 付 金 （※委 託 補 償）	受 給 者
	PTA会員、園児児童生徒、PTA会員の同居の親族、PTAの活動への参加が事前にPTAより認められている者（PTA活動ボランティア）
	傷 害 (会員のケガ・熱中症等)
	給 付 額
	●死 亡・・・674万円 ●後遺障害・・・程度に応じて26.96万円～674万円 ●入 院・・・日額4,500円 (事故の日からその日を含めて180日以内) ●手 術・・・入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) ●通 院・・・日額3,000円 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分限度) ※ 同日の入院保険金と通院保険金の重複支払不可
	賠償責任補償 (限 度 額) (第三者への賠償) (主催活動中) ●対 人・・・1名5,000万円／1事故1億円 (免責1,000円) ●対 物・・・1事故500万円 (免責1,000円) ●借用物・・・1事故 10万円 (免責5,000円) ●食中毒・・・1名5,000万円／保険期間中1億円 (免責1,000円)
財物損害見舞金 (自主運営)	対象となる 行事・活動
	引受会社

- ※ 上記委託補償の保険契約は、長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）を保険契約者とし、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）が有します。
- ※ 安全互助会は、全会員の加入を原則としています。委託補償の保険料については、保護者会員の会費分を保険会社へ支払います。なお、教職員会員の保険料相当額分は、PTA研修充実のため県内郡市町PTA研修補助金等に充当します。